

志賀町老朽危険空き家等解体事業費補助金 Q & A

【申請手続きに関すること】

質問	回答
Q1. 申請手続きを代理人が行うことは可能ですか？	A. 可能です。委任状（様式第13号）を添付してください。
Q2. 郵送での申請は可能ですか？	A. 可能ですが、事前にご相談ください。
Q3. 町外に住んでいても申請可能ですか？	A. 可能です。
Q4. 相続関係のわかる書類とは何ですか？	A. 下記の（1）又は（2）のどちらかの書類が必要となります。 （1）建物の登記名義人の出生から死亡までの戸籍謄本及び相続人全員の戸籍謄本（※） （2）法務局から発行される「法定相続情報一覧図」（写し） ※遺産分割協議済みの場合は不要です。
Q5. 遺産分割協議書がある場合は、相続関係のわかる書類や相続人からの同意書は不要ですか？	A. 遺産分割協議済みの場合は、遺産分割協議書（空家等の取得者が分かるもの）により現所有者と認めるので、戸籍謄本と他の相続人の同意書は提出不要です。
Q6. 相続人に連絡が取れない人がいますが、全員からの同意書が必要ですか？	A. 必要です。財産処分によるトラブルを防ぐためにも全員からの同意書（様式第12号）が必要です。
Q7. 共有名義の場合は同意書が必要ですか？	A. 必要です。もし共有者が死亡している場合はその相続人からの同意書（様式第12号）が必要です。
Q8. 同意書にはこういったものが必要になりますか？	A. 同意書（様式第12号）には、所有者の印鑑証明書の添付が必要となります。
Q9. 写真はどの程度撮ればいいですか？	A. 四方から撮影してください。なお、実績報告の際は着工前と完了で同じ位置からお願いします。
Q10. 見積書は全部込みの金額でいいですか？	A. 下記の（1）と（2）、（3）を分けて記載してください。 （1）補助対象経費（居宅の解体費、廃材収集運搬費、廃材処分費）の各金額 （2）補助対象経費（付属建物及び付帯構造物の解体費、廃材収集運搬費、廃材処分費）の各金額 （3）補助対象外（上記2項目に当てはまらないもの（動産の処分等））の金額
Q11. 消費税は補助対象経費に入りますか？	A. 入ります。補助対象経費に消費税を含めた金額を記載してもらってください。
Q12. 新築家屋への建て替え目的による除却も対象になりますか？	A. 対象となります。ただし、危険老朽空き家等として認定されたもののみとなります。
Q13. 敷地内の付随する建物、立木、塀、基礎なども撤去しないといけませんか？	A. 全て撤去にさせていただくこととなります。

【対象空家等に関すること】

質問	回答
Q1. どういった空き家が対象となりますか？	A. 志賀町町内に存する、1年以上使用されてない空き家であり、危険とみなされた（志賀町の認定する基準点（60点）に当てはまる）空き家となります。
Q2. 長屋（アパート）や車庫、納屋、作業所は対象となりますか？	A. 全て対象となります。
Q3. 敷地内に空家等が2軒ありますが、1軒ずつ補助金の請求はできますか？	A. 敷地内や、隣接している一団の土地に2軒あっても補助金の交付は、どちらか1軒分が対象となります。
Q4. 土地の所有者と建物所有者が異なる場合は？	A. 土地の所有者から同意書（様式第12号）をもらう必要があります。（建物解体後、土地の固定資産税が上がる可能性があるため）
Q5. 建物が未登記ですが、申請可能ですか？	A. 可能です。町税務課発行の固定資産税台帳記載事項証明書（公課証明）（納税義務者が明記されているもの）を添付してください。※要綱第7条2項11号

【工事に関すること】

質問	回答
Q1. 建設業法に基づく建設業の許可を受けた事業者とは？	A. 建設業法第3条第1項に基づく許可を受けている者になります。（別表第1の土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けている者）
Q2. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく、解体工事業の登録を受けた事業者とは？	A. 建設業法第21条第1項の規定による登録を受けている者になります。
Q3. 解体工事業者は町内の事業者のみですか？	A. 町内のみです。
Q4. 工事途中で金額の変更があった場合は？	A. 変更の申請が必要となります。事業計画変更等承認申請書（様式第3号）を提出してください。

【実績報告～振込に関すること】

質問	回答
Q1. 補助金を他の共有者や相続人の口座に振り込んでほしいのですが。	A. 申請者名義の口座以外の振込はできません。
Q2. 実績報告から、補助金の振込までどのくらいかかりますか？	A. 町が補助金確定通知を出してからおおよそ1ヵ月程度となります。